

## 地方税法等の一部を改正する法律案要綱

現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和四年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

### 第一 地方税法に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

1 給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等所要の措置を講ずること。（第四十五条の三の二、第四十五条の三の三、第三百十七条の三の二、第三百十七条の三の三、第三百十七条の三の三、第三百十七条の三の三関係）

2 給与支払報告書等の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外すること。（第三百十七条の

六関係）

3 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年十二月三十一日まで延長すること。（附則第四条関係）

4 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を令和五年十二月三十一日まで延長すること。  
（附則第四条の二関係）

5 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和二十年度分の個人の道府県民税及び市町村民税並びに居住年が令和七年であるものまで延長する等所要の措置を講ずること。（附則第五条の四の二関係）

6 都道府県又は市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除についての申告特例の求めの申請書について、性別の記載を不要とする等所要の措置を講ずること。（附則第七条関係）

7 上場株式等に係る配当所得等について、課税方式を所得税と一致させる等所要の措置を講ずること。  
（第三十二条、第三百十三条、附則第三十三条の二関係）

8 上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講ずること。（附則第三十五条の二の六関係）

9 法人の道府県民税及び市町村民税に係る外国税額控除について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

10 法人の道府県民税及び市町村民税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から、磁気テープを提出する方法を除外すること。（第五十三条、第三百二十一条の八関係）

11 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等の措置を廃止すること。（附則第七条の六関係）

12 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長

すること。（附則第八条関係）

## 二 事業税

1 ガス供給業のうち、ガス事業法に規定するガス製造事業者（同法に規定する特別一般ガス導管事業者に係る供給区域内において同法に規定するガス製造事業を行う者に限る。）が行うもの（同法に規定する一般ガス導管事業及び同法に規定する特定ガス導管事業（以下「導管ガス供給業」という。）を除く。以下「特定ガス供給業」という。）に係る法人の事業税について、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により課するものとする。 （第七十二条の二関係）

2 ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外のものに係る法人の事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人にあつては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金一億円以下の普通法人等にあつては所得割額により、それぞれ課するものとする。 （第七十二条の二関係）

3 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により法人の事業税を課される法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすること。 （第七十二条の二十四の七関係）

所得のうち年四百万円以下の金額	百分の一（現行 百分の〇・四）
所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額	百分の一（現行 百分の〇・七）
所得のうち年八百万円を超える金額	百分の一（現行 百分の一）

4 特定ガス供給業に対する法人の事業税の標準税率を次のとおりとすること。（第七十二条の二十四の七関係）

(一) 収入割 百分の〇・四八

(二) 付加価値割 百分の〇・七七

(三) 資本割 百分の〇・三二

5 1から4までに伴う所要の措置を講ずること。（第七十二条の二十四の二、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の四十一の二、第七十二条の四十八、附則第九条関係）

6 労働者協同組合連合会を特別法人とする措置を講ずること。（第七十二条の二十四の七関係）

7 法人の事業税に係る納税申告書等に記載すべきものとされる事項について地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた法人の添付書類記載事項の提出方法から

、磁気テープを提出する方法を除外すること。（第七十二条の三十二関係）

8 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等の措置を廃止すること。（附則第八条の六関係）

9 ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。（附則第九条関係）

10 給与等の支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めること。（附則第九条関係）

(一) 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度に限り、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が百分の三以上である等の要件を満

たす場合に特例措置を講ずること。

(二) 控除額について、控除対象雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。

11 株式会社民間資金等活用事業推進機構に係る資本割の課税標準の特例措置について、控除額を見直した上、その適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

12 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、廃炉等実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和九年三月三十一日まで延長すること。(附則第九条関係)

### 三 不動産取得税

1 道府県は、住宅に係る課税標準の特例措置又は住宅の用に供する土地について一定の税額を減額する特例措置の適用があるべき旨の申告がなかった場合においても、要件に該当すると認められるときは、これらの特例措置を適用することができることとすること。(第七十三条の十四、第七十三条の

二十四関係)

2 公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が取得する国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下「博覧会」という。）の会場において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋について、非課税措置を講ずること。（附則第十条の二関係）

3 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する認定医療機関開設者が認定再編計画に記載された医療機関の再編の事業により取得する一定の不動産について、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

4 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法の規定による公告があった一定

の農用地利用集積等促進計画に基づき取得する農用地区域内にある土地とすること。（附則第十一条 関係）

5 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

- (一) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する特定要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）
- (二) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第

十条の三関係）

- (三) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条の三関係）

- (四) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家

屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(五) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(八) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が取得する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

6 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置を廃止すること。（附則第十一条関係）

7 不動産取得税に係る道府県に対する申告又は報告について、次の措置を講ずること。（第七十三条の十八関係）

(一) 不動産を取得した者は、当該取得について、条例で定める期間内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、不動産取得税に係る道府県に対する申告又は報告を要しないものとする。

(二) (一)の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に關し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができることとする。

8 登記所は、第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

こととする。 (第七十三条の二十の二関係)

#### 四 自動車税

令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、自動車税を非課税とする措置を講ずること。

(附則第十二条の二の九の二関係)

#### 五 固定資産税及び都市計画税

1 商業地等に係る令和四年度分の固定資産税及び都市計画税の額については、当該商業地等に係る令和四年度分の税額が、令和三年度分の課税標準額に、令和四年度の価格に百分の二・五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「商業地等調整税額」という。）を超える場合には、当該商業地等調整税額（当該商業地等調整税額が、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には当該税額とし、当該商業地等の令和四年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には当該税額とする。）とすること。 (附則第十八条、第二十五条関係)

2 令和三年度分の固定資産税に関し令和二年度分の税額に据え置く特別な措置の適用を受けた土地に限り、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出について、令和四年四月一日から納税通知書の交付を受けた日後十五月を経過する日までの間においても審査の申出をすることができることとする。 (附則第二十四条の二関係)

3 市町村長は、固定資産課税台帳を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他固定資産課税台帳を閲覧に供し又は当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、一定の措置を講ずることができるとすること。 (第三百八十二条の二、第三百八十二条の三関係)

4 博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産について、令和五年度から令和八年度までの固定資産税及び都市計画税に限り、非課税措置を講ずること。 (附則第十四条の二関係)

5 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を貯留機能保全区域として指定された日から三年度間はその価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすること。（附則第十五条関係）

6 農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者（同法の規定による公告があつた地域計画において地図に表示された農用地等に係る農業を担う者に限る。）の利用に供する一定の機械装置等とした上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

7 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二十六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改

修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九関係）

8 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、対象を平成二十六年四月一日以前から所在する住宅とした上、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の九の二関係）

9 次のとおり課税標準の特例措置等の適用期限を延長すること。

(一) 国内航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産を令和五年度までに新たに固定資産税が課されるものとする。（附則第十五条関係）

(二) 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和五年度まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 鉄道事業者が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線において政府の補助を受けて取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長

すること。(附則第十五条関係)

(四) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に規定するバイオ燃料製造業者が同法に規定する認定生産製造連携事業計画に従って実施する生産製造連携事業により新設した機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(五) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(六) 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を令和五年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(七) 一般送配電事業者等が占用の禁止若しくは制限の指定が行われた道路又は緊急輸送道路の地下に埋設するために新設したケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対

象資産の新設期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(八) 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し、その存続期間が十年以上である一定の農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その整備期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十一) 電波法に規定する無線局（地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる無線局で

あつて地域社会の諸課題の解決に寄与する一定のものに限る。）の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 北海道旅客鉄道株式会社等が所有し、又は借り受けている一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。（附則第十五条の二関係）

(四) 北海道旅客鉄道株式会社等又は日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道から承継した一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和八年度まで延長すること。（附則第十五条の三関係）

(五) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条

の七関係)

(五) 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の八関係)

(六) 耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(七) 高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の九関係)

(八) 耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条の九の二関係)

(五) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、同法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の改修期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の十一関係）

10 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) ガス事業法に規定する一般ガス導管事業者が新設した一般ガス導管事業の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特別一般ガス導管事業者を適用対象から除外すること。（第三百四十九条の三関係）

(二) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する総合効率化事業者が、総合効率化計画に基づき実施する流通業務総合効率化事業により取得した一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(1) 鉄道事業者等である総合効率化事業者が取得した一定の貨物の運送の用に供する設備を適用対象から除外すること。

(2) 総合効率化事業者が取得等をして事業の用に供する車両を適用対象から除外すること。

(三) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直した上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(1) 下水道除害施設について、対象を令和四年四月一日以後に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場等において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場等に設置するものとする。

(2) 下水道除害施設について、課税標準をその価格に五分の四を参酌して十分の七以上十分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては五分の四）（現行四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（大臣配分資産又は知事配分資産にあつては四分の三））を乗じて得た額とすること。

(四) 日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置につい

て、当該車両に係る課税標準をその価格の三分の二（現行五分の三）の額とした上、その対象資産の取得期限を令和六年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域  
福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税  
の課税標準の特例措置について、購買施設等の整備事業により整備される施設の用に供する土地及  
び償却資産に係る課税標準をその価格の四分の三（現行三分の二）の額とすること。（附則第十五  
条関係）

(六) 新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、都市再生特別措置  
法の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった旨を公表された場合における当該勧告  
に従わないで新築した一定の住宅を適用対象から除外した上、その対象資産の新築期限を令和六年  
三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の六関係）

11 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(一) 電気通信事業者で特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施計画について認定を受け

たものが取得した同法に規定する一定の特定電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置  
(附則第十五条関係)

(二) 都市再生特別措置法の規定により認可を受けた立地誘導促進施設協定(有効期間が五年以上のも  
のに限る。)に基づき同法に規定する都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に  
供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置(附則第十五条関  
係)

12 登記所は、次に掲げる場合は、その旨その他の事項を土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しな  
ければならないこととする。 (第三百八十二条関係)

(一) 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある  
地上権の登記名義人その他の者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合

(二) 不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合

(三) 不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合

13 市町村長は、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳(以下「固定資産課税台帳

等」という。)を閲覧に供し、又は固定資産課税台帳に記載されている事項についての証明書を交付する場合において、固定資産課税台帳等に記載されている住所が12(一)の場合における登記所から市町村長への通知に係る者の住所であるときは、当該住所に代わる事項を記載した固定資産課税台帳等を閲覧に供し、又は当該住所に代わる事項を記載した証明書を交付しなければならないこととすること。(第三百八十二条の四関係)

## 六 事業所税

沖縄振興特別措置法に規定する提出観光地形成促進計画等において定められた観光地形成促進地域等において設置される一定の施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を令和七年三月三十一日まで延長すること。(附則第三十三条関係)

## 七 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

1 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる全ての申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。(第七百四十七条の二、第七百四十

七条の三関係)

2 4の改正に伴い、地方団体の長は、機構指定納付受託者が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該機構指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について納税者等から徴収することができないこととする等の措置を講ずること。（第十三条の四関係）

3 地方団体が、特定徴収金として地方税共同機構に収納の事務を行わせる税目を全ての税目に拡大すること。（第七百四十七条の六関係）

4 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、一定の場合には、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができることとし、当該機構指定納付受託者が当該特定徴収金を納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなすこととするほか、機構指定納付受託者の指定、取消し、指定に関する地方団体の意見等に係る所要の措置を講ずること。（第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二まで関係）

八 その他

更正請求書の記載事項から、その請求に係る更正前の課税標準等、納付すべき税額等の計算上控除す

る金額及び還付金の額の計算の基礎となる税額を除外すること。（第二十条の九の三、第七十二条の四十八の二関係）

第二 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法に関する事項

1 前記第一の八に伴う所要の措置を講ずること。（第二十条の九の三関係）

2 前記第一の一の12に伴う所要の措置を講ずること。（附則第八条関係）

第三 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法に関する事項

1 前記第一の八に伴う所要の措置を講ずること。（第二十条の九の三、第七十二条の四十八の二関係）

2 前記第一の二の1から5まで、9及び10並びに電気事業法及びガス事業法の改正に伴う所要の措置を講ずること。（第七十二条の二、第七十二条の二十四の二、第七十二条の二十四の七、第七十二条の二

十五、第七十二条の二十六、第七十二条の四十一の二、第七十二条の四十八、附則第九条関係）

第四 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその

効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法に関する事項

1 前記第一の八に伴う所要の措置を講ずること。（第二十条の九の三関係）

2 前記第一の一の12に伴う所要の措置を講ずること。（附則第八条関係）

第五 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）に関する事項

道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額を中小企業者等の試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置等について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずること。（令和二年改正法第二条関係）

第六 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に関する事項

前記第一の一の7に伴う所要の措置を講ずること。（第八条関係）

第七 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に関する事項

前記第一の一の7に伴う所要の措置を講ずること。（第三条の二の二関係）

第八 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の適用期限を令和四年度まで延長する等の措置を講ずること

と。(附則第二項関係)

第九 地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

法人の事業税の納付と併せて納付しなければならない地方法人特別税等の収納の事務について、地方法人特別税等を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七百四十七条の七から第七百四十七條の十二までの規定を追加すること。(第二十一条の二関係)

第十 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に関する事項

個人の市町村民税及び個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金と併せて納付し、又は納入しなければならない森林環境税に係る徴収金の収納の事務について、森林環境税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七百四十七條の七から第七百四十七條の十二までの規定を追加すること。(第二十条関係)

第十一 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に関する事項

1 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（特定ガス供給業を行う法人に限る。）の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額とする等所要の措置を講ずること。（第七条関係）

2 法人の事業税に係る地方団体の徴収金と併せて納付しなければならない特別法人事業税に係る徴収金の収納の事務について、特別法人事業税に係る徴収金を地方団体の徴収金とみなして適用する規定に、地方税法第七百四十七条の七から第七百四十七条の十二までの規定を追加すること。（第二十条関係）

## 第十二 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第五の改正は公布の日から、第一の八、第二の1、第三の1及び第四の1の改正は令和四年十二月三十一日から、第一の一の1及び5の改正は令和五年一月一日から、第一の三の7及び8並びに七の2から4まで、第九、第十並びに第十一の2の改正は令和五年四月一日から、第一の一の7及び8、第六並びに第七の改正は令和六年一月一日から、第一の二の6の改正は労働者協同組合法の施行の日から、第一の五の10の(五)の改正は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法

律の施行の日から、第一の三の4及び五の6（取得期限を令和六年三月三十一日まで延長する部分を除く。）の改正は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日から、第一の五の12（一）に係る部分に限る。）及び13の改正は民法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から、第一の五の12（二）及び（三）に係る部分に限る。）の改正は民法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から、その他の改正は令和四年四月一日から施行すること。